

全国連合戸籍事務協議会 総会決議

近年の高度情報通信社会の進展のもと、情報通信技術を活用して大量かつ多用な個人情報が処理されている。その一方で、誤った取り扱いによって事業者から個人情報が大量に流出したり、売買される事件なども起きて社会問題化している。

このような状況の中で、平成15年5月に成立した「個人情報の保護に関する法律」では、地方公共団体の基本的な責務として、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、実施することが義務づけられている。また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、行政機関が個人情報を保有するのに当たって、利用目的を限定したり、目的外の利用を制限するほか、国民が自己情報をコントロールする権利として開示請求権、訂正権、利用停止請求権が明らかにされている。

ところで、住民基本台帳は、住民の居住関係を公証するとともに、選挙人名簿の登録など住民に関する事務の基礎となるものであり、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う非常に重要な役割を果たしている。従来、住民基本台帳に記載されている住所、氏名、生年月日、性別の四情報は、「何人でも閲覧の請求をすることができる」とされ、本人の意思に関わりなく第三者にも提供されてきた。

しかし、行政が強制力を持って収集した個人情報を本人の同意を得ないで第三者に提供し、ダイレクトメールの情報源としても利用されていることなどに対して、住民の批判が高まっている。住民基本台帳の閲覧制度は、行政不信にもつながりかねず、地方公共団体として看過することはできない重大な問題である。

よって、全国連合戸籍事務協議会は、国に対し、「何人でも閲覧の請求をすることができる」としている住民基本台帳法第11条の閲覧制度を「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にそった視点で根本的な改正をするように強く求めるとともに、全国連合戸籍事務協議会として、今日の個人情報保護の状況に適応した閲覧制度とする取り組みを進めていくことを決議するものである。

以上、本会の総意を持って決議する。

平成16年10月21日

全国連合戸籍事務協議会

会長 石川 雅己

平成16年11月11日
決議・重点要望事項
全 国 市 長 会

住民基本台帳の閲覧制限に関する重点要望

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。

一方、近年の高度情報ネットワーク社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が急激に高まってきており、同制度における個人情報保護施策のさらなる充実を図ることが急務となってきた。

よって、国は、次の事項について適切な対応を図られたい。

1. 個人情報保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの大量閲覧等について請求者の範囲の制限などを含め、適切な措置を講じること。
2. 住民票の写し等の請求事由等を明らかにすることを要しない場合を制限することについて検討するとともに、本人による住民票の写し等の請求書の開示請求についても併せて検討すること。

以上要望する。

○全国市区選挙管理委員会連合会

「公職選挙法等改正に関する要望事項」(平成15年12月)

第1章 公職選挙法関係

2 選挙人名簿の閲覧制度の廃止について

(1) 関係法令（公職選挙法第29条第2項）

(2) 要望内容

選挙人名簿の閲覧制度を廃止するよう法を改正されたい。

(3) 要望理由

選挙人名簿の閲覧制度は、名簿への登録が職権で行われることに伴い、その正確を期するため、登録についてできるだけ常時選挙人の確認を得ておくことを目的として設けられたものである。

しかし、最近では、営利目的の不正閲覧又はプライバシーの侵害につながるおそれのある利用等、全国的に問題になっている。また、ほとんどの市町村の住民基本台帳も電算化され、選挙人名簿と連動しているので、正確ならしめるための閲覧自体が不要であると考える。

○指定都市選挙管理委員会連合会

「公職選挙法等改正に関する要望書」(平成15年7月)

公職選挙法等改正要望事項

1 選挙人名簿抄本の閲覧制度の改善

選挙人名簿抄本の閲覧許否の基準と便宜供与の範囲を明確にし、本来の目的である選挙人名簿の正確性の確保以外の閲覧の制限及び閲覧より知り得た事項の不正利用を制限するよう規定の整備を図られたい。

(公職選挙法第29条)

(理由)

個人のプライバシー保護等のため、住民基本台帳の閲覧の規制が行われたことに伴い、アンケート方式の調査等を申請目的とする選挙人名簿抄本の閲覧が多くなっているが、これらの中には営利目的等と紛わしいものも多い。また、昭和61年の住民基本台帳法の改正により選挙管理委員会は、市区町村長からの通知事項について不当な目的に使用されることのないように規制された。このため、現在各市で独自の選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務処理要綱等を定めて運用しているが、これら要綱等に基づく運用自体、明文の根拠法令がないのが現状であるで、選挙人名簿抄本の閲覧許否の基準と便宜供与の範囲について、全国的、統一的な基準を制定する必要がある。